

動物検知通報システムの概要

- 動物検知通報システムは、免許を要しない無線局（特定小電力無線局）として、国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行うもの。
- 実際には、サル、クマなどの野生鳥獣に発信機を装着し、農作物等への被害防除（接近警報や追い払い）、狩猟支援（猟犬に位置・状況確認）、小動物・魚類に装着した生態調査や学術研究として利用。
- 今後は、首輪に装着されたGPS受信機にて取得した位置データを定期的に送信するGPS型発信機が普及するものと予想されることから、送信時間制限について見直し（平成26年夏頃に施行予定。）。

主な技術的条件

下線部分は電波監理審議会に諮問予定のもの

周波数	142.94MHzから142.98MHzまでの10kHz間隔5波
占有周波数帯幅の許容値	16kHz以下
空中線電力	1W以下
空中線系	2.14dBi以下。ただし、EIRP=32.14dBm以下の場合は、空中線利得で補うことができる。
空中線の構造	規定しない
送信時間制限	【10mW以下】 5秒間当たりの送信時間の総和は1秒以下 【10mWを超えるもの】 600秒送信、1秒休止。 <u>ただし、最初に電波を発射してから連続する600秒以内に限り、送信休止時間を設けずに再送信可</u>
キャリアセンス機能	要（10mW以下のものは不要）
筐体	空中線の分離可



（例）小動物用追跡用発信機

動物検知通報システムの将来像

- 現在、アナログ音による位置検知が主流であるが、今後はGPSで取得したデータの伝送など、動物検知通報システムにおける更なる高度化が図られる見込み。
- 一方、V/UHF帯における周波数がひっ迫する中、150MHz帯における免許を要しない無線局の周波数帯は、非常に貴重な存在（その伝搬特性から山間地などの見通し外において安定した通信に優れている。）。
- 今後、山岳等における登山者位置検知の導入を含め、将来的に新たな用途における無線システムとの周波数共用ニーズが生じる可能性も想定し、様々な無線システムが利活用できるよう周波数有効利用の観点や機器の低廉化に向けて、より有効な技術的条件等の検討に期待。